

宮試評委第6号
令和2年11月11日

各宮城県試験研究機関評価委員会委員 殿
各宮城県試験研究機関評価委員会部会委員 殿

宮城県試験研究機関評価委員会
委員長 長谷川 史彦



「Web会議システムを利用した宮城県試験研究機関評価委員会への出席について」
の制定について（通知）

このことについて、令和2年10月21日付け新産号外により本委員会委員及び部会委員に意見を伺ったところ、全委員及び全部会委員に賛成をいただいたことから、別紙のとおり制定しましたので御承知願います。

担当 宮城県試験研究機関評価委員会事務局 千葉
(宮城県経済商工観光部新産業振興課内)
TEL : 022-211-2722 FAX : 022-211-2729
e-mail : chiba-na656@pref.miyagi.lg.jp

令和2年11月11日
宮城県試験研究機関評価委員会決定第1号

Web会議システムを利用した宮城県試験研究機関評価委員会への出席について

(Web会議システム利用の可否)

- 1 委員長が必要と認めるときは、委員長以外の委員（部会委員を含む。以下同じ。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して委員会に出席することができる。

(出席の取扱い)

- 2 Web会議システムによる出席は、試験研究機関評価委員会条例第4条第2項に規定する出席として取り扱うものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(退席の取扱い)

- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

(Web会議システムにより出席する場合に確保すべき環境)

- 4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

(委員会の非公開に関する取扱い)

- 5 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第4条により委員会が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

(その他)

- 6 試験研究機関評価委員会条例第5条第1項により置かれた部会へのWeb会議システムを利用した出席については、第1から第5までの規定を準用する。